

働く人の健康づくり推進サポート事業公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

本実施要領は、働く人の健康づくり推進サポート事業を業務委託する事業者を公募型プロポーザル方式により選定するに当たり、その募集手続き等必要な事項を定めるものとする。

2 委託業務の概要

(1) 名称

働く人の健康づくり推進サポート事業

(2) 目的

県では、誰もが生涯を通じて健康で自分らしく心豊かに暮らすことで、健康寿命を男女ともに日本一にすることを目指し、「なら健康長寿基本計画（第2期）」を策定、推進している。この目標を達成するため、特に運動不足、肥満、食事の偏りが課題となる働き盛り世代が、個人の健康づくりだけでなく、健康に働き続けることができる職場づくりを推進することが求められている。

このような状況を踏まえて、本業務では、働き盛り世代への健康づくりの推進のため、個々の事業者における健康課題を明確にし、課題に応じた健康づくりに関する取組の提案及び実行支援を行うとともに、各被保険者の健診データ等を地域別・業種別等に分析することで、効果的な介入方法を検討する。

(3) 業務内容

①地域・職域の健診データ分析

- ア 地域別の生活習慣及び有所見等の状況
- イ 業種別の生活習慣及び有所見等の状況
- ウ その他、地域・職域連携の促進する上で有効と思われる分析

②個別事業所を対象としたヘルスケアサポート支援

- ア 健康課題の分析・抽出
- イ 従業員対象の健康セミナーの開催(1回)
- ウ ア～イの結果を踏まえ健康づくりの取組の提案
- エ ア～ウの結果を踏まえた取組の実行支援

※業務の詳細は、別紙「働く人の健康づくり推進サポート事業委託仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり

(4) 委託料上限額

7,799,000円（取引にかかる消費税及び地方消費税に相当する額を含む。）

(5) 業務期間

契約締結日から令和8年3月25日(水)まで

3 参加資格

次に掲げる要件の全てに該当する者とする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 参加申込書の提出時点において、奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領による入札参加資格停止措置の期間中でないこと。
- (3) 次のうち、いずれかの条件を満たしていること。
 - ① 参加申込書の提出時点で、物品購入等に係る競争入札の参加資格等に関する規程(平成7年12月奈良県告示第425号)による競争入札参加資格者で、営業種目「Q4:検査・分析・調査業務」で登録している者。
 - ② 未だ上記規定による競争入札参加有資格者ではないが、参加申込書の提出時点で、当該契約に対応するとして定めた上記①と同様の営業種目について、現に登録申請中であり、下記7(2)の実施日までに登録が完了する者。
- (4) 公告日から過去5年以内に、国又は地方公共団体から同種の業務を受託して誠実に履行した実績を有していること。なお、同種の業務とは、医療・保健分野に係る調査分析業務と事業所に対する健康経営の取組及び実行支援業務を同時又は個別受注し、それぞれ誠実に履行した実績を有していること。

4 参加手続き等

(1) 担当部署及び問合せ先

〒630-8501 奈良県奈良市登大路町30番地

奈良県福祉保険部医療政策局健康推進課健康長寿係

電話番号 0742-27-8662

ファクシミリ 0742-22-5510

※平日の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までの間は除く。)

(2) 実施要領の配付

① 配付期間

令和7年5月2日(金)から令和7年5月27日(火)まで

② 配布方法

「奈良県健康推進課ホームページ」からダウンロード

(3) 提出書類及び提出方法等

① 提出書類

ア 参加申込書(様式1)

イ 事業者概要書（様式2）

ウ 類似業務受注実績（様式3）

公告の日から過去5年以内に、国又は地方公共団体から同種の業務を受託し、誠実に履行した実績を記載するとともに当該事業の契約書の写しを添付すること。

なお、本件は、電子契約も可とします。電子契約を希望される場合は、「電子契約同意書兼メールアドレス確認書」を参加申込書とあわせて提出すること。

② 部数 1部

③ 提出方法 郵送（書留）又は持参

ただし、持参の場合は土曜日、日曜日、祝日を除く午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までの間は除く。）

④ 提出期限 令和7年5月21日（水） 午後5時まで（必着）

⑤ 提出先 「4（1）担当部署及び問合せ先」に同じ

審査の結果、「3 参加資格」に定める資格を全て満たしていると認められる事業者について、その旨を令和7年5月23日（金）に通知する。

5 企画提案書の提出

（1）提出書類等及び提出方法

① 提出書類等

ア 企画提案書類提出かがみ（様式4）

イ 委託業務実施体制（様式5）

・業務分担や業務実施体制について、業務間の関係性が分かるように記載すること。

ウ 情報管理体制（個人情報等）（様式6）

・個人情報を保護し、また、県から提供するデータの管理に万全を期すための情報管理体制について、情報管理上の効果的な対策や個人情報保護に対する従業員への効果的な研修対策（計画）等を記載すること。

エ 企画提案書（様式任意 サイズはA4又はA3片面、左綴じ）

企画提案書は次に示す事項を具体的に記載すること。

・事業実施方針

・事業全体のスケジュール

・地域・職域の健診データ分析について、仕様書4（1）①の分析内容、分析事項を参考に、過去に受託した業務実績等より成果物のイメージを加え、提案すること。

・個別事業所を対象としたヘルスケアサポート支援について、仕様書4（2）②の実施内容を参考に、過去に受託した業務実績等より中小企業（従業員50人以上）1事業所を仮定し、提案すること。

- ・その他、本業務の目的を達成するための効果的な支援・工夫がある場合は提案すること。

※留意事項

- 企画提案書の作成に当たっては、別記「評価項目」を参考とすること。
- 文字サイズは、10.5ポイント以上とすること。なお、解説図や表、イラスト等を用いてもよい。
- 言語は日本語、通貨は日本円、単価は日本の標準時及び計量法の法定計量単位によるものとする。
- 企画提案書は、15ページ以内（表紙を含む。ただし、15分以内で説明可能なページ数）とすること。

オ 見積書（様式任意）

- ・金額は税込み額とすること。

- ② 部 数 原本1部、副本6部を提出すること。また、副本については、匿名審査を行うため、提案者を判断できるような用紙の使用や記載は行わないこと。
- ③ 提出方法 郵送（書留）又は持参
ただし、持参の場合は土曜日、日曜日、祝日を除く午前9時～午後5時まで（正午から午後1時までの間は除く。）
- ④ 提出期限 令和7年5月27日（火）午後5時まで（必着）
- ⑤ 提出先 「4（1）担当部署及び問合せ先」に同じ
参加申込書（様式1）を提出したものの、提出期限までに企画提案書等の提出がない事業者については辞退したものとみなす。

6 質問及び回答

- (1) 受付期限 令和7年5月2日（金）から令和7年5月13日（火）午後5時まで
- (2) 提出方法 電話連絡の上、「働く人の健康づくり推進サポート事業公募型プロポーザルに関する質問票（様式7）」をファクシミリにて「4（1）担当部署及び問合せ先」まで提出。なお、審査の内容に関係しない簡易な質問を除き、電話又は口頭による質問は受け付けない。
- (3) 回答方法 質問に対する回答は、奈良県健康推進課ホームページ上にて令和7年5月16日（金）までに公表する。質問者名は公表せず、また、個別には回答しない。

7 委託事業者の選定

(1) 企画提案書の審査

本実施要領及び仕様書等に基づき提出された企画提案書について、働く人の健康づくり推進サポート事業業務審査委員会（以下「審査委員会」という。）において、書類審査及び（2）のとお

りプレゼンテーションを実施し、各委員の評価項目毎の評価点を合計し、最高点を獲得した者を最優秀提案者として選定する。

(2) プレゼンテーションの実施

- ① 実施月日等 令和7年5月30日（金）に予定。時間及び会場、その他等詳細については別途通知する。
- ② 実施方法
 - ・プレゼンテーションの時間は1提案者あたり30分（プレゼンテーション15分、質疑応答15分）とする。出席者は一提案者あたり3名までとし、指定する時刻までに会場外の指定場所にて待機すること。
 - ・審査委員会が企画提案書等を審査し、評価点方式による順位をもとに最優秀提案者を決定する。
- ③ その他
 - ・プレゼンテーションは、あらかじめ提出した企画提案書の内容とし、これらに記載のない追加提案の説明や追加資料の提出は認めない。
 - ・天災等やむを得ない事情を除き、プレゼンテーション審査会当日の指定日時の5分経過後までに参加しなかった場合には失格とする。
 - ・企画提案書を提出した後、参加を辞退する場合には辞退届（様式8）を「4（1）担当部署及び問合せ先」に提出すること（持参又は郵送）。

(3) 審査基準

別記「評価項目」に基づき評価を行う。

- ① 審査委員会が企画提案書等を審査し、評価点方式による順位をもとに最優秀提案者を決定するが、審査委員の合計点の平均点が満点の60%に満たない場合は受託者とししない。また、評価項目のうち、全審査委員の得点の平均について満点の5割未満の項目が一以上ある場合は、受託者とししない。
- ② 提案者が1者の場合、評価基準による審査委員の合計点の平均点が満点の60%以上で、かつ審査委員会の合議により認められたものについては、当該提案者を最優秀提案者として特定する。ただし、評価項目のうち、全審査委員の得点の平均について満点の5割未満の項目が一以上ある場合は、受託者とししない。

(ア) 審査結果の通知

審査結果は、企画提案書を提出された全事業者あて、令和7年6月上旬を目途に、書面にて通知する。また、次に掲げる事項について、県ホームページ上にて公表する。

- ・業務名、受託者の所在地、名称、代表者氏名及び審査年月日
- ・受託者及び提案者毎、評価項目毎の評価点及び合計点（ただし、受託者以外の業者名は公表しない。）

(イ) 委託契約の締結等

- ① 選定された者は、通知があり次第、速やかに業務委託契約を締結すること。
- ② 当企画提案書でなされた有効な提案については、必ず実施すること。

- ③ 契約額は、企画提案書に記載された見積額がそのまま採用されるのではなく、最優秀提案者との協議により業務仕様書を確定した後に決定する。なお、この協議が不調に終わった場合は、審査において次点となった事業者と同様の手続を行うこととする。
- ④ 企画提案書、参加申込書その他に虚偽の記載をした場合には、当該業務の企画提案書等を無効とし、契約締結後には契約を解除することがある。
- ⑤ 契約に当たっては、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金を納付するものとする。ただし、契約の相手方が奈良県契約規則第19条第1項各号の規定（保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した者、又は過去2年間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上締結し、これらを全て誠実に履行した者等）に該当する場合は、免除する。
- ⑥ 契約に係る損害賠償及び契約の解除については、奈良県契約規則（昭和39年5月奈良県規則第14号）に定めるところによる。

8 契約の不締結

最優秀提案者の選定後契約締結までの間に最優秀提案者について次の（1）～（8）のいずれかに該当する事由があると認められるときは、契約を締結しないものとする。

- （1）役員等（法人にあっては役員（非常勤の者を含む。）、支配人及び支店又は営業所（常時不動産登記等契約に関する業務を行う事務所をいう。以下同じ。）の代表者を、個人にあってはその者、支配人及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。
- （2）暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- （3）役員等が、その属する法人、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用していると認められるとき。
- （4）役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- （5）上記（3）及び（4）に掲げる場合のほか、役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- （6）県が発注する物品購入等の契約に係る下請契約又は資材、原材料の購入契約等の契約（以下「下請契約等」という。）に当たって、その相手方が上記（1）から（5）のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- （7）下請契約等に当たって、上記（1）から（5）までのいずれかに該当する者をその相手方としていた場合（上記（6）に該当する場合を除く。）において、県が当該下請契約等の解除を求めたにもかかわらず、それに従わなかったとき。

- (8) 県が発注する物品購入等の契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当に介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を県に報告せず、又は警察に届け出なかったとき。

9 契約の解除

契約締結後、契約者について「8 契約の不締結」における(1)～(8)いずれかに該当すると認められるとき又はこの契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当に介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を県に報告せず、若しくは警察に届け出なかったと認められるときは、契約を解除することがある。契約を解除した場合は契約者に損害賠償義務が生じる。

なお、「8 契約の不締結」における「最優秀提案者」とあるのは「契約者」と読み替えるものとする。

10 その他

- (1) 必要に応じ、追加資料の提出を求める場合がある。
- (2) 提案に要する経費は、各事業者の負担とする。
- (3) 提出された全ての書類は、返却しないものとする。ただし、このプロポーザルに係る審査以外には利用しない。また書類の審査に使用する場合、必要部数を複写する場合がある。
- (4) 採択された計画・提案は、県との協議等により修正・変更を行う場合がある。
- (5) 選定結果として、提案書等を提出した者の名称、審査結果概要等の情報公開を行う場合がある。
また、県民等からの情報公開の請求に応じて、奈良県情報公開条例（平成13年3月奈良県条例第38号）に基づき提案書等の開示を行う場合がある。
- (6) 選定結果に対しての異議申し立ては受け付けない。
- (7) 委託業務の詳細事項及び業務の進め方等については、県の指示に従うこと。
- (8) 参加申込書、企画提案書等の受理後の差替及び追加・削除は、原則として認めない。
- (9) 参加申込書の提出後、契約締結までの手続き期間中に次のいずれかに該当することが判明した場合は、以後の本件に関する手続きの参加資格を失うものとする。また、該当する者が受託事業者として特定されている場合は、次の順位の者と手続を行う場合がある。ただし、その場合も「7(3) 審査基準」に基づく得点が6割以上あることを条件とする。また、評価項目のうち、全審査委員の得点の平均について満点の5割未満の項目が一以上ある場合は受託事業者としない。
- ① 「3 参加資格」に定めた資格が備わっていないとき。
 - ② 複数の提案書を提出したとき。
 - ③ 提出のあった提案書等が様式及び記載上の注意事項に示された内容に適合せず、県が定める期日までにその補正に応じないとき。
 - ④ 提出書類に虚偽又は不正があったとき。
 - ⑤ 提案書等の受付期限までに所定の書類が揃わなかったとき。

- ⑥ 一以上の審査項目に記載がないとき。
 - ⑦ 委託料上限額を超える金額の見積書が提出されたとき。
 - ⑧ その他不正な行為があったとき。
- (10) 募集及び契約については、県の都合により中止することがある。この場合、県は損害賠償を負担しない。
 - (11) 提出書類を提出後に、応募者が入札参加停止等の事由に至った場合は、以後の本件に関する手続きの資格を失うものとする。
 - (12) 本業務の全部又は主たる部分を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせようとする場合は、あらかじめ書面により奈良県の承諾を得なければならない。その場合において、受託者は第三者の行為について全ての責任を負うものとする。
 - (13) 委託期間中において、委託業務の進捗に係る報告を求めたときは、速やかに報告すること。
 - (14) その他の定めのない事項については、地方自治法、同法施行令及びその他関係法令並びに奈良県会計規則及びその他の奈良県が制定する関係条例・規則等に従うものとする。
 - (15) なら健康長寿基本計画（第2期）については、「奈良県健康推進課ホームページ」より、ダウンロードし、参照すること。
 - ・なら健康長寿基本計画（第2期） <https://www.pref.nara.jp/32853.htm>